

2014年3月吉日

お取引様各位

テックウインド株式会社

拝啓

貴社いよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、2014年4月1日より施行されます「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」に基づき、消費税率が5%から8%に引き上げられることが閣議決定されました。

これに伴う弊社の消費税等の取り扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。誠に恐れ入りますが、ご理解賜りますよう、何卒お願い申し上げます。ご不明な点がございましたら、弊社担当者までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社出荷日を基準として2014年4月1日に消費税率を変更いたします。

・2014年3月31日(月)までの出荷分 …消費税率 5%

・2014年4月1日(火)以降の出荷分 …消費税率 8%

出荷日により消費税率が変更となります。ご注文日ではございませんのでご注意ください  
ますようお願い申し上げます。

なお、弊社発行のお見積書等で2014年3月31日以前に納品日が指定されている場合に、お見積り金額の消費税率が5%となっている場合がございますが、出荷日を基準とさせていただきますので、4月1日以降の出荷に関しましては消費税率8%でご請求させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

2. 返品につきましても弊社出荷日を基準として返品、返金の処理をさせていただきます。2014年3月31日以前に出荷しました商品につきましては、4月1日以降の返品の場合でも、出荷基準に基づき消費税率5%で返品、返金をいたします。

3. 請求書に関しましても弊社出荷日を基準として消費税率を変更して発行させていただきます。締日の関係で4月1日をまたがるご請求の場合、3月31日出荷分までのご請求に関しましては消費税率5%、4月1日以降出荷分に関しましては消費税率8%のご請求とさせていただきます。

何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

以上

消費税に関するお問い合わせは、下記弊社債権管理グループまでお問い合わせください。  
債権管理グループ TEL：03-4323-8602 メール：Twd\_RMG@tekwind.co.jp